

## Tax Alert: 配当の分配に係る源泉税

2017年5月31日



**Grant Thornton Cambodia** は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

2017年5月5日、経済財政省（The Ministry of Economy and Finance）は、カンボジア居住納税者から非居住の株主への配当分配に係る源泉税(withholding Tax)の適用に関する通達 No.518/MEF(Prakas)を公布しました。主な内容は以下のとおりとなります。

- ・配当（Dividend）とは、清算中の会社による資本分配を除く、法人（legal person）による株主持分利益に応じた金銭(money)又は財産(property)の分配をいう。
- ・分配（Distribution）が配当に該当するか否かは、法人が当年度又は過年度に純利益(Net Income)を有しているかに係らず、上記の定義により判断する。
- ・租税法 26 条(1)、33 条に従い、居住納税者から非居住納税者への配当分配について、支払額に対して 14%の源泉税が課税される。
- ・利益剰余金（Retained Earnings）の全部又は一部を資本金に組み入れる場合は配当分配とはみなされず、そのため源泉税は課税されない。但し、納税義務者は以下の条件を満たす必要がある。
- ・取締役会決議、株主総会決議の文書化
- ・経済財政省など、関連当局の許認可

会社が非居住株主に対し、減資又は清算の方法により資本還元又は株式譲渡し、この資本金が利益剰余金からの組入に基づく場合、14%の源泉税が課税される。

以上

## Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確または不完全な情報、及びGrant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

### Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20<sup>th</sup> Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: [info@kh.gt.com](mailto:info@kh.gt.com)

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: [Ronald.Almera@kh.gt.com](mailto:Ronald.Almera@kh.gt.com)



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: [ryota.shimamoto@jp.gt.com](mailto:ryota.shimamoto@jp.gt.com)



Winner  
Employer of the  
year 2015